【モデル要綱１】市（町村）長申立てに関するモデル要綱

○○市（町村）成年後見制度における市（町村）長申立てに関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく成年後見制度について、判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「高齢者等」という。）の生活の自立の援助と福祉の増進のために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律37号第28条）及び精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により、後見、保佐又は補助（以下「成年後見等」という。）開始等の審判の市（町村）長申立て（以下「市（町村）申立て」という。）につき必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　市（町村）長申立ての対象者（以下「本人」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものであって、親族等による成年後見等開始等の審判申立てが見込まれない高齢者等とする。

（１）次のいずれかに該当する者

ア　本市（町村）に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により本市町村に住所等を記録又は登録している者

イ　本市（町村）が介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により保険者となっている者

ウ　本市（町村）が法令の規定により援護を行っている者

（２）次のいずれかに該当する者

ア　配偶者及び２親等以内の親族がいない者

イ　配偶者及び２親等以内の親族があっても、成年後見等に係る審判の申立てを拒否している者

ウ　配偶者及び２親等以内の親族があっても、虐待、財産の侵害等の事実がある者

工　配偶者及び２親等以内の親族が戸籍上確認できるが、音信不通の状態にある者

オ　成年後見等に係る審判の申立てに急を要すると市（町村）長が判断する者

（申立ての種類）

第３条　市（町村）長申立ての種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）民法第7条に規定する後見開始の審判

（２）民法第11条に規定する保佐開始の審判

（３）民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する審判

（４）民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判

（５）民法第15条第1項に規定する補助開始の審判

（６）民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判

（７）民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判

（調査及び決定）

第４条　市（町村）長は、市（町村）長申立てを行うに当たっては、次の各号に掲げる事項の調査を行い、申立ての適否及び申立ての種類を決定するものとする。

（１）本人の事理を弁識する能力

（２）本人の生活状況及び健康状況

（３）本人の親族等の存否及び成年後見等に係る申立てを行う意思の有無

（４）本人の福祉の増進を図るために必要な事情

２　市（町村）長は、前項の調査を行うため、本人の診断書等必要な書類を徴収するものとする。

（申立ての手続き）

第５条　市（町村）長申立てに係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続きは、本人に係る審判を直轄する家庭裁判所の定めるところによる。

（申立てに係る費用負担）

第６条　市（町村）長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判の申立てに要する費用を負担する。

（申立てに係る費用求償）

第７条　市（町村）長は市（町村）長申立てに基づき審判が下され、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）が選任されたときは、審判に要した費用（鑑定費用を含む。）について、家事事件手続法第28条第2項の規定により、成年後見人等を通じ、本人の資産から当該費用の返還を求めることができる。ただし、本人が次号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

（１）生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく被保護者であること

（２）成年後見等開始等の審判に要する費用を負担することが困難であると市（町村）長が認めた者

（補足）

第８条　この要綱に定めるものの他必要な事項は、市（町村）長が別に定める。

附則

この要綱は、○○年○○月○○日から施行する。

【モデル要綱２】成年後見制度利用支援事業実施モデル要綱

○○市（町村）成年後見制度利用支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、市（町村）が支給する成年後見制度利用支援助成金（以下「助成金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　助成金の対象者（以下「対象者」という。）は、成年後見、保佐又は補助（以下「成年後見等」という。）開始の審判を受けた者（市（町村）長が成年後見等開始の審判請求を行った場合に限らない。）であって、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）次のいずれかに該当する者

ア　本市（町村）に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律125号）の規定により本市（町村）に住所等を記録又は登録している者

イ　本市（町村）が介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により保険者となっている者

ウ　本市（町村）が法令の規定により援護を行っている者

（２）次のいずれかに該当する者

ア　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく被保護者である者

イ　成年後見等開始等の審判に要する費用を負担することが困難であると市（町村）長が認めた者

ウ　成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人（以下「成年後見人等」という）の報酬の助成を受けなければ、成年後見等制度の利用が困難な状況にある者

エ　前３号に掲げるもののほか、市（町村）長が必要であると認めた者

２　前項の該当性の判断の基準日は、次の各号のとおりとする。

1. 成年後見等開始審判申立に要する費用（以下「審判申立費用」という）の助成については、成年後見等開始の審判確定日
2. 成年後見人等の報酬の助成については、第４条第２項の申請を行う日

（対象費用）

第３条　助成対象費用は、審判申立費用及び成年後見人等の報酬の全部又は一部とする。

２　審判申立費用に対する助成は、当該審判請求に要した収入印紙代、郵便切手代、診断書料及び鑑定料とする。

３　成年後見人等の報酬の助成額は、成年後見人等それぞれに対して家庭裁判所が決定した報酬の額の範囲内であって、かつ、成年後見人等一人当たり、次の各号で定める額を上限とする。

1. 施設入所者　月額○○,○○○円
2. 在宅生活者　月額○○,○○○円

４　前項に掲げる区分については、家庭裁判所により報酬付与の対象とされた期間（以下「対象期間」という。）の各月の初日の状態によるものとする。

５　成年後見人等の報酬の助成は、対象期間のうち直近１５月分（本人が死亡した場合にあっては、対象期間のうち直近２４月分）を限度として行う。

（助成申請手続き等）[[1]](#footnote-1)

第４条　助成金の申請者は、対象者又は成年後見人等（以下「申請者」という。）とする。

２　申請者は、助成金の支給を受けようとするときは、成年後見制度利用支援助成金支給申請書に必要書類を添えて、市（町村）長に申請するものとする。

３　申請者は、次の期間内[[2]](#footnote-2)に、市（町村）長に申請しなければならない。

1. 審判申立費用については、成年後見等開始の審判確定日から３か月以内
2. 報酬については、家庭裁判所により報酬付与の決定がされた日から３か月以内

４　市（町村）長は、第２項の申請があったときには、その内容を審査のうえ支給の可否及び助成金の額を決定し、申請者に対し成年後見制度利用支援助成金支給決定（却下）通知書により通知するものとする。

５　第１項の規定にかかわらず、対象者が死亡した場合にあっては、対象者の成年後見人等であった者が当該報酬を受領しておらず、かつ、対象者の資産（現金及び預貯金に限る）を当該報酬に充当してなお不足が生じる場合に限り、当該後見人等であった者が第２項の申請を行うことができる。

（助成金の返還）

第５条　市（町村）長は、対象者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めた場合は、その助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（補足）

第６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市（町村）長が別に定める。

附則

この要綱は、○○年○○月○○日から施行する。

1. 審判申立費用の助成の場合において、親族など第三者による申立の場合には、審判申立を行った者に対して直接助成金を支給することが相当な場合もありますので、助成金の支給先口座については、必ずしも対象者又は成年後見人等の口座に限られるものではありません。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 期間については、各市町村において検討。 [↑](#footnote-ref-2)